

2016年9月

株式会社 **カネカ**

知的財産報告書 2016

● Intellectual Property Report 2016

2015/04~2016/03

KANEKA

カガクでネガイをカナエル会社

知的財産報告書 2016

(2015年4月～2016年3月)

カネカグループは、長期経営ビジョン「KANEKA UNITED 宣言」*1 を策定し、売上高 1 兆円、海外売上高比率 70% を目指しています。そして 2016～2018 年度の中期経営計画では、研究開発とグローバル化の推進を成長ドライブとして事業ポートフォリオの変革を加速することとしています。

このような理念・目標に向けて知的財産は非常に重要であり、事業戦略、R&D 戦略と三位一体となった知的財産戦略の遂行、ポートフォリオ管理をベースとした戦略的でグローバルな知的財産の創造・保護・活用を進めています。

知的財産報告書 2016 では、カネカグループの 2015 年度の知的財産活動について説明します。

1. 知的財産に関する方針

新規事業に貢献する知財、既存事業を守る知財をグローバルで強化することを基本方針とし、権利行使可能な強い特許をベースに必要な権利を必要な国に配置しています。

また、他社の知的財産権を尊重し係争を未然に回避するため、新テーマ提案・事業化・仕様変更等の節目で必ず特許調査を実施し、パテントクリアランスの確保に万全を期しています。

2. 事業への貢献

(1) グローバル知財活動

グローバル市場での競争力を強化すべく、米国、欧州、中国を中心に外国特許保有数の増加に注力しています。2015 年度からは外国特許網の強化を促進すべく、日本特許の出願・登録時報奨に加えて外国特許登録時にも報奨を行なうグローバル特許報奨制度を設け、運用を開始しました。

また、2015 年度はアジア統括会社に知的財産専門の担当者を配置し、現地の知的財産関連の課題に迅速に対応できる体制を構築しています。地域統括会社への知的財産担当者の配置は、米州統括会社（2013 年度）に続く 2 拠点目となります。

(2) 既存事業への貢献

カネカは現在、「化成品」、「機能性樹脂」、「発泡樹脂製品」、「食品」、「ライフサイエンス」、「エレクトロニクス」、「合成繊維、その他」の 7 つの事業セグメントにおいてスペシャリティーの高い製品群*2 を提供しています。

2015 年度は新たに、オンリーワン製品である液状樹脂製品の競争力を担保する特許や、新たな競合の台頭に対抗するポリイミドフィルの素材・アプリケーションに関する特許、情報通信機器の熱の問題を解決できるグラファイトシートに関する特許を国内外で多数取得しました。

また、化成品の製造方法や液状樹脂製品に関するカネカ欧州特許 3 件に対し、第三者から異議が申し立てられていましたが、いずれも異議を退け特許を維持しました。

(3) 新規事業への貢献

カネカは、上記 7 セグメントの中で様々な社会的課題、地球的課題を解決するため、「環境・エネルギー」「情報通信」「健康」「食料生産支援」の 4 つを重点戦略分野と定め、新たな事業やビジネスモデルの創出に取り組んでいます。

*1 「KANEKA UNITED 宣言」に関するサイト：<http://www.kaneka.co.jp/corporate/message/>

*2 カネカの製品群に関するサイト：<http://www.kaneka.co.jp/branch/>

2015年度は、独自の分子構造制御技術により光学用途に適した特性を実現した耐熱耐光透明樹脂、猫の腎不全、腎性貧血の治療に有効な動物用タンパク医薬、目的遺伝子を迅速に目視検出が可能な核酸クロマト型チップ、転倒による大腿骨頸部骨折を防止するヒッププロテクター等に関する主要な特許が日本で登録となりました。また米国では、農作物の増収が期待される高機能性肥料に関し、取扱容易な固体としうる組成物の特許が登録となりました。

この重点戦略分野における特許網構築の一例として有機EL照明パネルを紹介します。有機EL照明パネルは有機EL素子を光源とする照明パネルです。有機EL素子は、陽極と陰極とそれらに挟まれた有機層から構成されており、電流を流すことで発光します。有機EL照明パネルは、「面発光による柔らかい光」「薄くて軽い」「高効率で発光に伴う発熱が少ない」「長寿命」といった特徴を有しています。

カネカは、社外の照明デザイナーと協働して有機EL照明パネルの特徴を活かすことで従来のLED照明とは異なる「灯りの価値」創出を目指すと共に、日米欧の展示会出展等を通じグローバルな照明市場において「有機ELのKANEKA」との認知度向上を目指しています。東京国立博物館で開催された特別展「鳥獣戯画—京都高山寺の至宝—」（2015年4月28日～6月7日）では、カネカの有機EL照明パネルが国宝「鳥獣人物戯画」全4巻の展示照明として採用されました。

2009年に本格的に有機EL照明パネルの研究開発に着手して以来、薄膜シリコン太陽電池やフレキシブルプリント配線板用ポリイミドフィルム、液晶用光学フィルム等の製品開発を通じて培ってきた薄膜技術を活かすことで、技術確立に取り組んできました。これら研究開発の成果として、灯具、素子、製膜、封止、有機材料等に関し累計190件の出願（内登録査定49件）を行い多面的な特許網を構築しています。

主な登録特許としては、有機EL照明パネルの特徴を活かした灯具に関し、片持ち建材一体型の特許第5919023号、無線給電型の米国特許9386656号、複数パネル配置による大面積照明に関し、縦横接続型の米国特許9307585号、ロット間発光ムラ抑制の特許第5889932号、大面積化や大量生産、高信頼性確保に関し、集積化の特許第5575133号、陽極層補助電極の特許第5677117号、パターンングの特許第5941414号、高信頼性固体膜封止の特許第5798886号等があります。

今後も、研究開発の成果をいち早く出願するとともに、既出願の着実な権利化を行い、特許網の維持・強化を図っていきます。



カネカの有機 EL 照明パネル



有機 EL 照明パネルの応用例

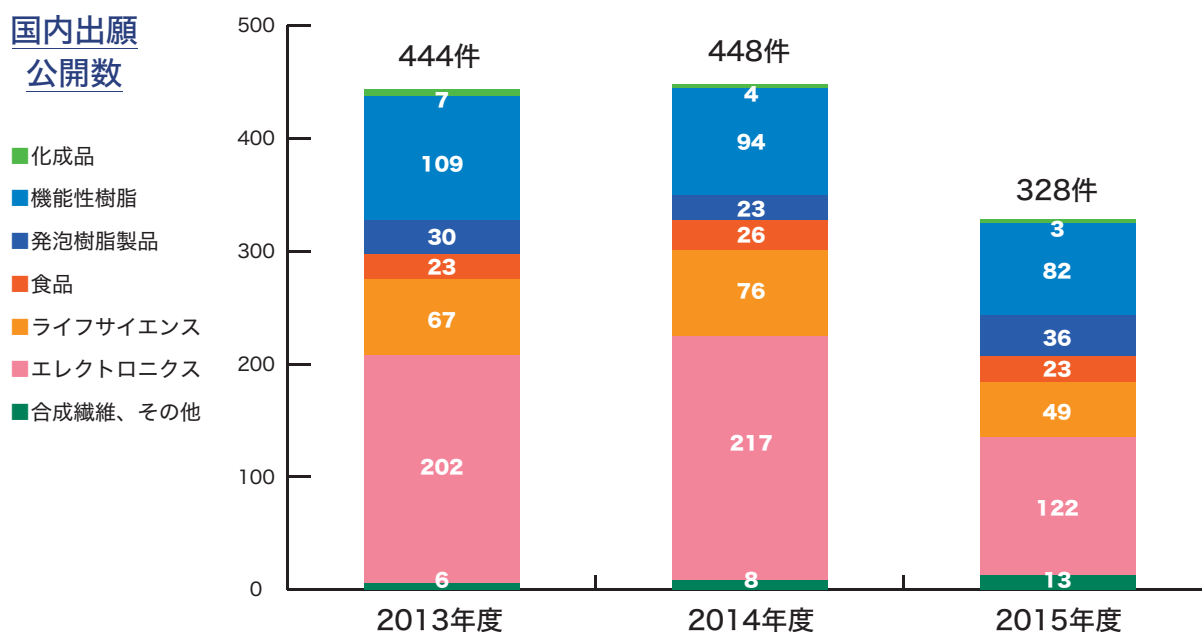
3. 特許出願・特許保有件数

カネカグループとしての2015年度の国内出願公開件数は328件であり、2014年度に比べ減少しました。これは、2011年から先行技術調査を厳格化し登録率の向上に注力した結果、2012～2013年度の出願数が減少したことを反映したものと考えています。一方、外国での特許網強化につながるPCT出願公開数については2014年度の118件から133件に増加しました。

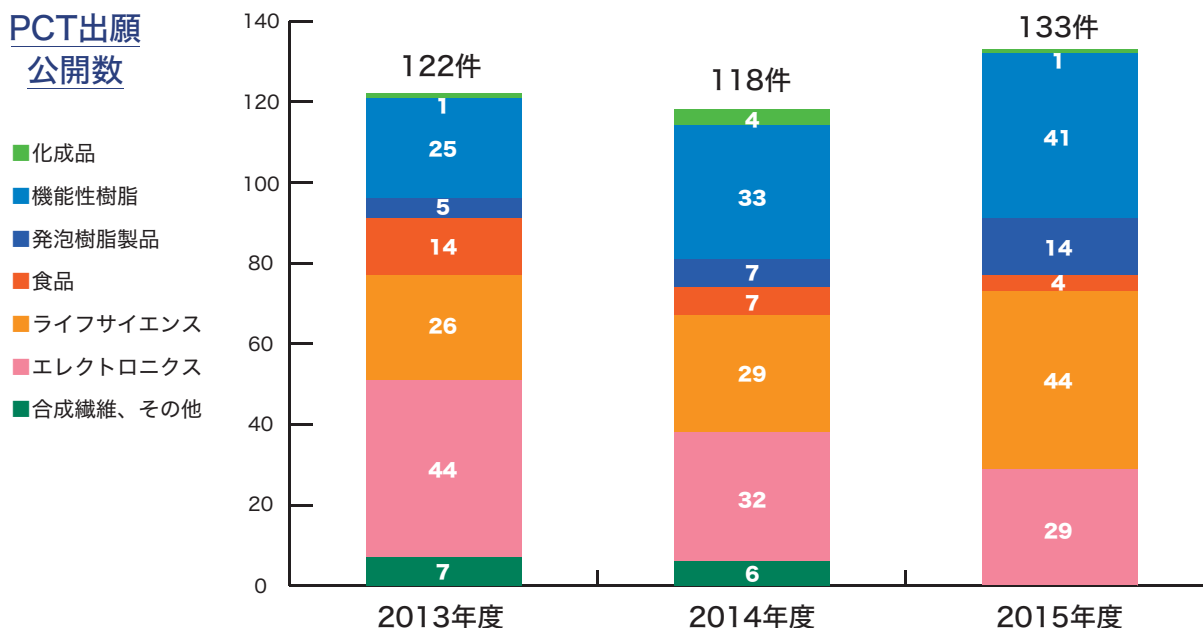
上記登録率向上の取り組みの結果、2010年度に約48%であった国内特許登録率は2015年度には約71%に向上しました。これを受けて、特許保有件数は国内、外国ともに順調に増加し、2015年度末において国内特許3,299件、外国特許2,956件となっています。特に外国特許の保有数が大きく増加しました。

セグメント毎の保有特許数では、エレクトロニクス、機能性樹脂、ライフサイエンスが上位を占め、この3セグメントで国内保有特許の約75%、外国保有特許の約83%を占めています。

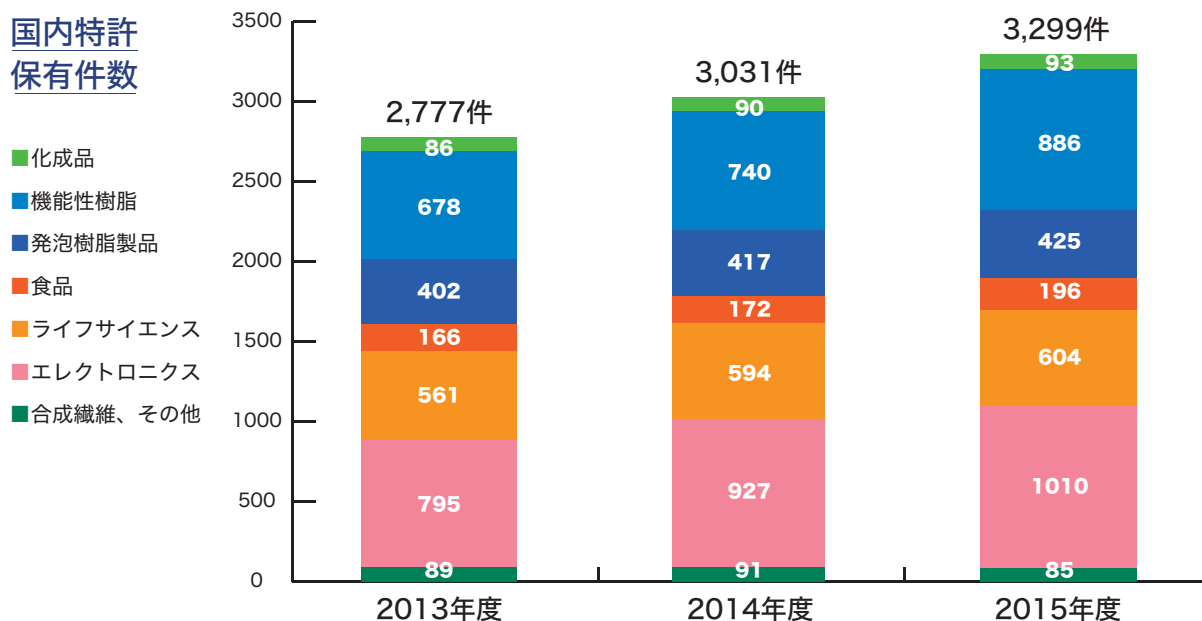
国内出願 公開数



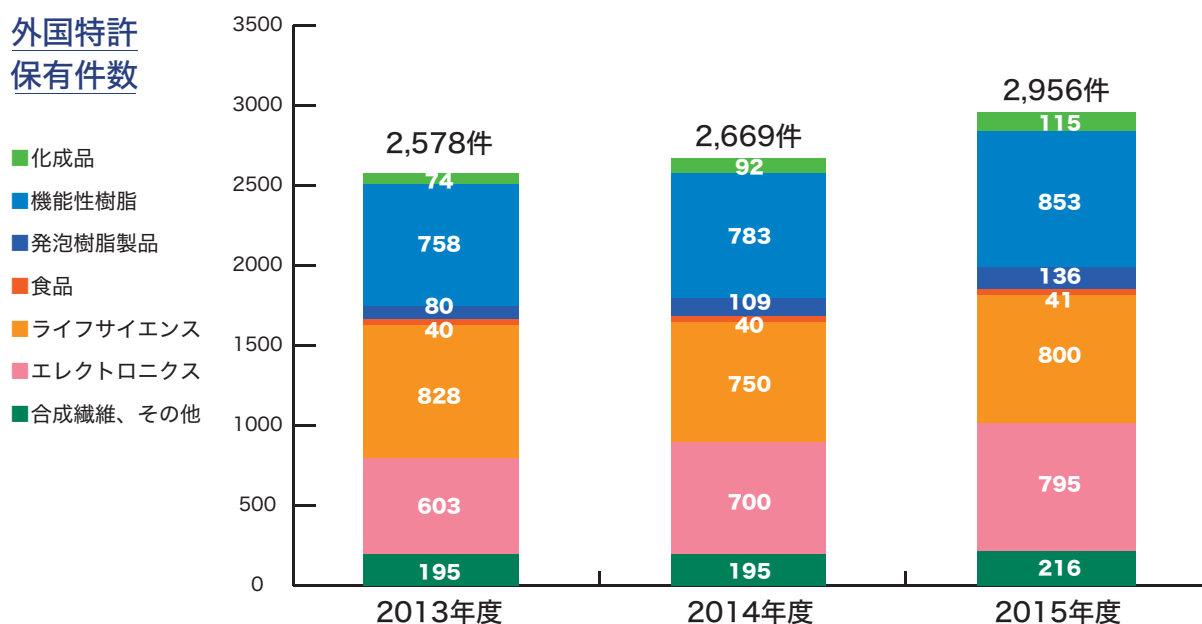
PCT出願 公開数



国内特許 保有件数



外国特許 保有件数



4. 知的財産関連訴訟

2016年7月末現在において、知的財産関係で経営に大きな影響を及ぼすようなカネカグループに対する訴訟は提起されていません。一方、カネカ特許への被疑侵害に対しては、以下の特許侵害訴訟を提起しています。

酸化型補酵素 Q10 の製造方法に関するカネカ米国特許権に基づく特許侵害訴訟（カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所、2011年3月22日提訴）については、カネカの請求を棄却した地裁略式判決を不服として2014年4月に控訴していましたが、2015年6月10日に原判決を破棄し審理を地裁に差戻すとの控訴審判決を得ました。現在、地裁にて差戻し審を争っています。

またテキサス州南部地区連邦地方裁判所では、上記訴訟とは別の相手と、当該相手方が提起した特許非侵害確認訴訟の反訴としてカネカ特許への侵害の有無を争っていましたが、2015年11月30日にカネカの請求を棄却する略式判決が下されました。カネカはこれを不服として控訴裁判所(CAFC)に控訴し(2015年12月29日)、現在控訴審を争っています。

ポリイミドフィルム製品とその製造方法に関するカネカ米国特許権に基づく特許侵害訴訟は、テキサス州東部地区連邦地方裁判所に提訴後(2010年7月26日)、移送先のカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所にて裁判が続いています。2015年11月に陪審公判が開かれ、同月19日に当社の主張を認める陪審評決が下されました。

陪審評決では、カネカ特許は無効であるとの被告らの主張が退けられ、被告らによる直接及び間接特許侵害が認定されました。また、被告らの侵害行為によりカネカが被った逸失利益は約1,350万ドルと認定されました。

難燃性ポリエステル系人工毛髪に関するカネカ米国特許権に基づく特許侵害訴訟は、テキサス州北部地区連邦地方裁判所におけるカネカ勝訴後(2010年7月20日提訴、2013年11月5日判決)、被告らの控訴によって争いは控訴裁判所(CAFC)に移っていましたが、控訴審でもカネカが勝訴しました(2016年4月7日判決)。被告らは所定の期限までに最高裁判所への上告を行わず、カネカの勝訴が確定しました。確定した判決では、カネカ特許の有効性と被告の特許侵害を認め、被告らにカネカに対して総額約600万ドルの損害賠償を支払うよう命じています。また、地方裁判所は、判決とは別にカネカの申立を認めて2015年3月18日に侵害製品に関する差止命令を出しています。

還元型補酵素 Q10 に関するカネカ米国特許権に基づき、米国内でカネカの許可なく還元型補酵素 Q10 製品を販売していた販売者を相手どり特許侵害訴訟を提起しましたが(ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所、2016年1月19日)、早期和解が成立し、訴訟を取り下げました(2016年4月21日)。

見直しに関する注意事項

この資料に記載されている当社または当社グループの業績見直し、計画、方針、経営戦略、事実認識等、将来に関する記述をはじめとするすでに実現した事実以外の事項は、当社が現在入手している情報に基づく予測、想定、計画等を基礎として記載されるものです。

また予測を行うにはすでに実現した事実以外に一定の前提を使用しています。その前提については、客観的に正確である、あるいは将来実現するという保証はありません。その前提に影響を与える要因としては、技術や需要の動向、競合状況、経済環境、為替レートの変化等があります。

開示にかかわるポリシー

当社は、将来不確定性の大きな事項、ならびに重要な戦略の詳細については、開示を行わない方針を堅持しております。したがってこの資料には当該事項は開示されていません。

以上

KANEKA

株式会社 **カネカ**

■ 大阪本社 ■

〒530-8288 大阪市北区中之島2-3-18 (中之島フェスティバルタワー)

TEL (06) 6226-5050 FAX (06) 6226-5037

■ 東京本社 ■

〒107-6028 東京都港区赤坂1-12-32 (アーク森ビル)

TEL (03) 5574-8000 FAX (03) 5574-8121